

(写)

令和7年 第2回定例会：1月12日

行田羽生資源環境組合議会議録

行田羽生資源環境組合議会

令和 7 年第 2 回行田羽生資源環境組合議会定例会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員（9名）	2
○欠席議員（0名）	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
開　会（午後　2時30分）	4
○議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
議会運営委員長報告	4
○議案第4号の上程、提案説明	5
行　田　邦　子　管理者	5
江　森　裕　一　事務局長	6
○上程議案の質疑、討論、採決	6
○議案第5号の上程、提案説明	7
行　田　邦　子　管理者	7
江　森　裕　一　事務局長	7
○上程議案の質疑	9
休　憩（午後　2時48分）	10
<hr/>	
再　開（午後　2時49分）	10
○上程議案の質疑続行	10
質疑　1番　木　村　　博　議員	10
答弁　江　森　裕　一　事務局長	10
○上記議案の討論、採決	11
○議第1号の上程、提案説明	11

提出者代表 9番 丑久保 恒 行 議員	1 2
○上程議案の質疑、討論、採決	1 2
○一般質問	1 3
6番 島 村 勉 議員	1 3
答弁 江 森 裕 一 事務局長	1 4
○特定事件の委員会付託	1 5
閉 会 (午後 3時 8分)	1 5
<hr/>	
○署名議員	1 6

行田羽生資源環境組合告示第4号

令和7年第2回行田羽生資源環境組合議会定例会を11月12日行田市役所305会議室に招集する。

令和7年11月4日

行田羽生資源環境組合
管理者 行田邦子

令和7年第2回行田羽生資源環境組合議会定例会会議録

○議事日程

令和7年11月12日（水曜日） 午後 2時30分開議

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 議案第4号 行田羽生資源環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例

第5 議案第5号 令和6年度行田羽生資源環境組合会計歳入歳出決算認定について

第6 議案第1号 行田羽生資源環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正
する条例

第7 一般質問

一般質問通告一覧

順	質問者氏名	質問内容
1	6番 島村 勉 議員	1. 新ごみ処理施設の整備に関する経緯及び進捗管理等 について ① 組合設立から新施設整備着手に至るまでの、これまでの主な経緯について伺いたい。 ② 施設整備スケジュールに変更を来すような事象がないか。また、令和10年4月の新施設での両市の ごみの受入れ開始が遅れないよう、どのように施設 整備の進捗管理を行うのか。

第8 特定事件の委員会付託

○会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（9名）

1番	木 村 博	議員	2番	小 林 修	議員
3番	斎 藤 万紀子	議員	4番	町 田 光	議員
5番	野 本 翔 平	議員	6番	島 村 勉	議員
7番	香 川 宏 行	議員	8番	松 本 敏 夫	議員
9番	丑久保 恒 行	議員			

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

行 田 邦 子 管 理 者
河 田 晃 明 副管理 者
五十嵐 章 五 会計管理 者
江 森 裕 一 事務局長
福 地 光 宏 参 事

○事務局職員出席者

総務施設課長 寺 田 定 弘
書 記 尾 城 英 樹
書 記 橋 本 拓 斗

午後 2時 30分 開会

○香川宏行議長 皆さん、こんにちは。

ただ今から、令和7年第2回行田羽生資源環境組合議会定例会を開会いたします。

出席議員が9名で定足数に達しておりますから議会は成立いたしております。

これより本日の会議を開きます。

管理者から提出された議案を報告いたします。これら件名はお手元に配布してある印刷文書によりご了承願います。

△議席の指定

○香川宏行議長 これより日程の順序に従い、議事に入ります。

まず、日程第1、議席の指定を行います。羽生市選出の野中一城議員から、去る5月19日付で辞職願が提出され、同日付でこれを許可し、羽生市議会において組合議員の補欠選挙が実施されました。

その結果、斎藤万紀子議員が新たに選出されたので、会議規則第3条第2項の規定により、議長において議席の指定を行います。議席は、お手元に配布した議席表のとおりですので、ご了承願います。

△会議録署名議員の指名

○香川宏行議長 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第85条の規定により議長において指名いたします。

5番 野本 翔平 議員

6番 島村 勉 議員

以上2名の方にお願いいたします。

△会期の決定

○香川宏行議長 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありましたので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員長——9番 丑久保 恒行 議員

[丑久保恒行議会運営委員長 登壇]

○丑久保恒行議会運営委員長 当委員会は、去る11月7日に委員会を開催し、本定例会の会

期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日 1 日とし、その日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおり決定した次第であります。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同賜り、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○香川宏行議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり本定例会の会期を本日 1 日とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○香川宏行議長 ご異議なしと認めます。

これより以降の議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでござりますので、ご了承願います。

△議案第 4 号の上程、提案説明

○香川宏行議長 次に、日程第 4 、議案第 4 号を議題といたします。朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。——管理者。

[行田邦子管理者 登壇]

○行田邦子管理者 本日ここに、令和 7 年第 2 回行田羽生資源環境組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変ご多忙の中をご参集賜り、心からお礼を申し上げます。

さて、新ごみ処理施設整備事業につきましては、本年 2 月からの外構工事や、施設の詳細設計、諸官庁への申請手続き、及び 9 月 20 日の起工式を経て、いよいよ施設本体の工事に着手したところでございます。

新ごみ処理施設の整備は、市民生活に密接に関係する極めて重要な事業であるとともに、大きな財政負担を伴うことから、安全で安定的なごみ処理はもとより、将来にわたる市民負担の軽減を心掛け取り組んでおります。引き続き、令和 10 年 4 月 1 日のごみ受け入れ開始に向か、慎重かつ徹底した工程管理により着実に事業を推進してまいります。

議員の皆様におかれましては、これまでと変わらぬご理解ご協力をお願い申し上げます。

さて、このたびの議会においてご審議いただく案件は、条例改正案、及び令和 6 年度組合会計歳入歳出決算認定となります。

何とぞ慎重なるご審議を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議案第 4 号についてご説明申し上げます。

議案第4号、行田羽生資源環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、所要の改正を行うものです。

以上で議案第4号についての説明を終わらせていただきます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○香川宏行議長 続いて、事務局長の細部説明を求めます。——事務局長。

[江森裕一事務局長 登壇]

○江森裕一事務局長 それでは、議案第4号、行田羽生資源環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について細部説明申し上げますので、議案書の1ページをお願いいたします。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、部分休業制度の拡充に関する事項などが追加されたことから、所要の改正を行うものです。

それでは、改正内容につきましてご説明申し上げますので、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第1条は、法令の引用条項の整理を行うものでございます。

議案書に戻りまして、2ページをお願いいたします。

附則でございますが、施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で、議案第4号の細部説明を終わらせていただきます。

○香川宏行議長 以上で説明は終わりました。

△上程案件の質疑、討論、採決

○香川宏行議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

[通告なし]

○香川宏行議長 質疑の通告はありません。これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

[通告なし]

○香川宏行議長 討論の通告はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第4号 行田羽生資源環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

について、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

△議案第5号の上程、提案説明

○香川宏行議長 次に、日程第5、議案第5号を議題といたします。朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。——管理者。

[行田邦子管理者 登壇]

○行田邦子管理者 それでは、議案第5号、令和6年度行田羽生資源環境組合会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

令和6年度歳入歳出決算書の1ページをお願いいたします。

歳入の総額は、7,610万8,127円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出の総額は、5,127万4,478円でございまして、歳入歳出差引額は、2,483万3,649円となっております。

本件については監査委員の審査をいただき、審査意見書を配布させていただいております。以上で議案第5号についての説明を終わらせていただきます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますよう、お願ひ申し上げます。

○香川宏行議長 続いて、事務局長の細部説明を求めます。——事務局長。

[江森裕一事務局長 登壇]

○江森裕一事務局長 それでは、議案第5号、令和6年度行田羽生資源環境組合会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

はじめに、歳出からご説明いたしますので、お手元の令和6年度歳入歳出決算書の7ページをお願いいたします。

1款議会費についてでございますが、支出済額は38万4,782円で予算に対する執行率は91.4%でございます。

右ページ備考欄の○議会費の主なものといたしまして、1節報酬は、議長以下組合議員9名の報酬でございます。

次に、2款総務費でございますが、支出済額は2, 327万2, 585円で、予算に対する執行率は98.7%でございます。

右ページ備考欄の◎一般管理費の主なものといたしまして、11節役務費のうち手数料は、指定金融機関である埼玉りそな銀行行田支店に対するパソコンサービス手数料等でございます。

12節委託料は、ホームページや財務会計システムハードウェアの保守管理に伴う委託料でございます。

13節庁舎借上料は、組合事務所の賃借料でございます。

18節派遣職員人件費負担金は、構成市から派遣されている事務局職員5人及び会計事務に従事する行田市会計課職員に対する人件費として構成市へ支払った費用でございます。

次に、予備費から18節負担金補助及び交付金へ、85万473円充用しておりますが、これは令和6年度に行田市と羽生市それぞれ給与改定があり、当初予算編成時よりも組合職員人件費が増額となりました。

しかし、18節は予算規則により増額流用することができないため、予備費を充用して予算を確保し、執行したものでございます。

続きまして、2目監査委員費の右側◎監査委員費の主なものといたしまして、1節委員報酬は、監査委員2名に対する報酬でございます。

次に、3款衛生費でございますが、支出済額は、2, 761万7, 111円で、予算に対する執行率は97.7%でございます。

9ページをお願いします。

1目施設建設費の右ページ備考欄の◎施設建設費の主るものといたしまして、1節報酬は、事業者選定委員への報酬でございます。8節費用弁償は同じく事業者選定委員の交通費でございます。

12節委託料のうち1行目、事業者選定アドバイザリー業務委託料は令和5年度と6年度の継続事業で、新ごみ処理施設の整備運営事業者を選定するための審査等への技術支援を、一般財団法人日本環境衛生センターに委託したものでございます。

その下の新ごみ処理施設整備工事施工監理業務委託料は、新ごみ処理施設整備運営事業をD B O方式により設計・施工・運営・維持管理を一体的に進めるにあたり、設計と施工の進捗管理に関して専門的な技術支援を一般財団法人日本環境衛生センターに委託したものでございます。なお、本業務は施設工事に合わせて令和6年度から10年度までの継続事業であ

り、そのうちの1年目でございます。

その下の新ごみ処理施設建設用地除草業務委託料は、建設用地の除草業務を有限会社伊藤建設に委託したものでございます。

次に、13節土地借上料は、施設建設予定地について、所有者である行田市への行政財産使用料として支払った費用でございます。

次に4款予備費でございますが、先程もご説明申し上げましたとおり、2款1項1目18節派遣職員人件費負担金に85万473円を充用しております。

表中の一一番下、歳出合計でございますが、支出済額は5, 127万4, 478円で、予算額に対する執行率は97.8%、不用額は114万522円でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして5ページをお願いいたします。

はじめに、1款1項1目市負担金は、組合規約に基づく構成市からの負担金でございます。次に、2款1項1目衛生費国庫補助金は、施設建設費の委託料に係る経費に対して充当した、国の循環型社会形成推進交付金でございます。

3款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

表中の一一番下、歳入合計の収入済額は7, 610万8, 127円でございます。

次に、実質収支に関する調書についてご説明申し上げますので、11ページをお願いいたします。

区分1、歳入総額は7, 610万8, 127円、区分2、歳出総額は5, 127万4, 478円、この歳入総額から歳出総額を差し引いた区分3、歳入歳出差引額は2, 483万3, 649円となります。

区分4、翌年度へ繰越すべき財源についてでございますが、繰越事業はございません。

よって、区分5、実質収支額は2, 483万3, 649円となり、令和7年度における前年度繰越金となります。

以上で、議案第5号についての細部説明を終わらせていただきます。

○香川宏行議長 以上で説明は終わりました。

△上程議案の質疑、討論、採決

○香川宏行議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

暫時休憩いたします。

○江森裕一事務局長 着席のままお待ちください。

午後 2時 48分 休憩

午後 2時 49分 再開

○香川宏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の通告がありますので、発言を許します。——1番 木村博議員

○1番 木村博議員 ここで質疑をさせていただきます。議席番号1番、行田市選出の木村博でございます。議長に発言の許可をいただきましたので、議案第5号、令和6年度行田羽生資源環境組合会計歳入歳出決算認定について質疑させていただきます。

議案第5号の9ページと10ページにある歳出をご覧ください。

第3款衛生費、第1項清掃費、第1目施設建設費、第12節委託料において令和6年度に実施した工事費についての支出が見当たりませんが、その理由についてご説明をお願いいたします。

次に、ただいまご説明をお願いした工事費の支出が無いにもかかわらず、新ごみ処理施設整備工事にかかる施工監理業務の委託料の支出が発生していることについて、契約書の内容を基に分かりやすくご説明ください。

以上2点についてご答弁よろしくお願ひいたします。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

○江森事務局長 議案第5号、令和6年度行田羽生資源環境組合会計歳入歳出決算に対する質疑に順次お答え申し上げます。

はじめに、工事費の支出が発生していない理由についてでございますが、落札者決定後、入札における提案をもとに協議を行い、昨年9月に本事業契約を締結したところでございます。この契約におきましては、各会計年度における支払限度額を定めており、令和6年度の支払限度額を0円としているため、当該年度における工事費の支出は発生していないものでございます。なお、令和6年度の支出はございませんでしたが、令和7年の6月の段階で契約に基づきまして前払金の支払いを行っているところでございます。

次に、工事費の支出が発生していない中、施工監理業務委託料が発生している状況についてでございますが、施設工事請負事業者は、建設工事の他、工事に必要な図面や施設の仕様を決定する実施設計、工事の施工に伴う各種官公庁手続きなど、工事にかかる一連の業務を行っております。施工監理業務といたしましては、契約締結からこれらの業務をはじめ全体

スケジュール管理などにも関わっております。そのため、工事費の支出は発生していないものの、施工監理業務は実施していますことから、それらにかかる人件費などについて、契約に基づき令和6年度分の支払いを行ったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○香川宏行議長 再質疑ありますか。——木村博議員

○1番 木村博議員 はい。ありがとうございました。再質疑というよりですね、継続して工事をやっていただくその初年度については、工事の進捗の度合いがわからないということから、契約上工事費がゼロという形で最初から事業体の方も承知の上で契約していたということがよくわかりました。

また、施工監理については、毎月スケジュール等の施工管理がありますので、品質管理もあったと思います。その中でしっかりとやっていたいたということで、それが人件費でしょうけれど、そういう中で積み上げをしたうえで6年度の支出、それから7年度8年度という形で契約上決まっている中での上限の支払いということで、内容的には契約に則りしっかり支払いをしていることがよくわかりましたので、ご答弁ありがとうございました。以上です。

○香川宏行議長 他に質疑の通告はありません。これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

[通告なし]

○香川宏行議長 討論の通告はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第5号、令和6年度行田羽生資源環境組合会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり認定することに決しました。

△議第1号の上程、提案説明

○香川宏行議長 次に日程第6、議第1号を議題といたします。朗読を省略して提出者代表に提案理由の説明を求めます。——提出者代表 丑久保恒行議員

[丑久保恒行議員 登壇]

○9番 丑久保恒行議員 それでは、提出者を代表いたしまして、議第1号、行田羽生資源環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定に基づき、私ほか3名の議員によりまして提案するものです。

提案理由は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、用語の整備をするため条例の一部を改正するものであります。

なお、構成市である行田市及び羽生市におきましては、本年3月定例会において、同様の条例が議決されたところでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

初めに、第2条第4項ただし書き中、以下、情報公開条例という。第2条第2号を、第2条第2号に改め、同条第10項中、以下を、第14条第5項において、第2条第8項を第2条第9項に改めるものです。

また、第14条第5項中及び第31条を削り、次の2ページ、同項の表について用語の整備を行うものです。

次に、第19条第1項中、帳簿以下を、帳簿第3項において改め、同条第2項第1号ア中又は報酬、福利厚生を、若しくは報酬若しくは福利厚生に、その他を、又はに改めるものです。

次に、3ページの第20条第1項から5ページの第50条までにつきましては、用語の整備に伴い、用語の削除及び追加を行うものです。

次に、附則について説明いたしますので議案書に戻りまして、2ページをお願いいたします。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上が、議第1号についての提案説明でありますが、議員各位におかれましては、本案にご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案説明を終わらせていただきます。

○香川宏行議長 以上で説明は終わりました。

△上程議案の質疑、討論、採決

○香川宏行議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

[通告なし]

○香川宏行議長 質疑の通告はありません。これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

[通告なし]

○香川宏行議長 討論の通告はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議第1号、行田羽生資源環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議第1号は原案のとおり可決されました。

△一般質問

○香川宏行議長 次に、日程第7、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。——6番 島村勉議員。

[6番 島村勉議員 登壇]

○6番 島村勉議員 通告に基づきまして、新ごみ処理施設の整備に関する経緯、及び進捗管理等について質問いたします。

令和4年4月に行田羽生資源環境組合が設立され、令和6年9月に新ごみ処理施設の整備運営に関する契約を締結し、そして、今年9月には起工式が行われました。

組合の事業は、関係者の皆様のご理解ご尽力により、これまで順調に進んでいるものと理解しております。

そこで、1点目として、組合設立から新施設整備着手に至るまでの組合事業の主な経緯について伺います。

それから、現在、施設整備工事が行われており、令和10年4月からは、新施設において行田市及び羽生市のゴミを受け入れる予定となっており、この時期が遅れることのないよう、しっかりと進捗管理が重要だと思います。

そこで、2点目として、現時点で整備スケジュールに変更を来すような事象がないか、また、工事の進み具合を把握し、計画通りに進めていくために進捗管理をどのように行ってい

くのかお伺いいたします。

以上、一般質問といたします。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

[江森裕一事務局長 登壇]

○江森裕一事務局長 ご質問の新ごみ処理施設の整備に関する経緯及び進捗管理等について、順次お答え申し上げます。

はじめに、組合設立から新施設整備着手までの経緯についてでございますが、令和2年度に行田市がごみ処理広域化に係る勉強会への参加を隣接する4市に呼びかけ、このうち羽生市から参加する旨の回答があり、2市による勉強会が発足いたしました。その後、ごみ処理広域化を進める上での条件整理など5回に渡る勉強会を経て、令和3年3月に一般廃棄物処理施設の共同整備に関する基本合意を締結したところでございます。

続いて、一般廃棄物処理施設の共同整備に関する協議会を立ち上げ、両市の市長、副市長、担当部長による協議を行い、令和3年12月に行田羽生資源環境組合設立協議書を締結、そして、令和4年4月1日に行田羽生資源環境組合が発足したところでございます。

組合設立後は、新ごみ処理施設の整備方針を定める施設整備基本計画の策定、民間活力の導入を含めた事業方式の検討を行うPFI等導入可能性調査、及び新ごみ処理施設の周辺環境への影響を調査する生活環境影響調査を実施いたしました。

これらの調査結果などを踏まえ、有識者等で構成する事業者選定委員会を設置し、入札公告に向けた入札資料の精査を行った後、昨年1月に公告、応募者からの提案内容等の審査を経て、同年7月に落札者の決定、同年9月に新ごみ処理施設整備運営事業の契約を締結して、現在、施設整備事業に取り組んでいるところでございます。

この間、構成市議会への報告、地元への説明、構成市の市報やホームページでの状況報告、説明会の開催などにより、進捗を丁寧にお伝えしてまいりました。お陰様で、当初の勉強会において想定いたしましたスケジュールどおりに事業が進捗しているところでございます。

次に、施設整備スケジュールに変更を来すような事象がないか、また、計画通り進めるための進捗管理の方法についてでございますが、新ごみ処理施設の整備工事につきましては、本年2月から擁壁などの準備工事に着手し、10月からは本体工事に取り掛かったところであります。現在のところ施設整備スケジュールに変更を来すような事象は起きておりません。

また、計画通り進めるための進捗管理の方法につきましては、施工監理業務の受注者である一般財団法人日本環境衛生センターによる常駐管理や、月2回開催される定例会議の中で、

工事の進捗状況や今後の予定について事業者から報告を受けるとともに、工種ごとの現場立会いを実施することで事業の適正管理に努めているところでございます。

引き続き、工事の進捗状況や今後のスケジュールにつきましては、組合議会、構成市議会、地元への報告、市報やホームページでの案内と併せ、建設だよりを適宜発行するなど、市民の皆様に広く周知していく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○香川宏行議長 再質問ありますか。

○6番 島村勉議員 了解しました。

○香川宏行議長 以上で組合に対する一般質問を終結いたします。

△特定事件の委員会付託

○香川宏行議長 次に日程第8、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。

次期議会の会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○香川宏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもって、令和7年第2回行田羽生資源環境組合議会定例会を閉会いたします。

午後 3時 8分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年 月 日

行田羽生資源環境組合議会議長

香川宏行

行田羽生資源環境組合議会議員

野本翔平

同

島村勉